

船舶運航委託契約検討委員会（第3回）開催概要

船舶運航委託契約検討委員会事務局

1. 開催日及び場所

平成29年11月1日（金）13:30～15:15

富国生命ビル23階 海洋研究開発機構 東京事務所 共用会議室A・B

2. 出席者（敬称略）

委員長 有川 博 日本大学総合科学研究所 教授
委員 石田 恵美 日比谷見附法律事務所 弁護士・公認会計士
委員 上岡 広治 株式会社三菱総合研究所 参与
委員 東海 正 東京海洋大学 理事
委員 富岡 英次 中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士
委員 村上 政博 成蹊大学法科大学院 教授、一橋大学 名誉教授、弁護士

説明者 篠崎 資志 海洋研究開発機構 理事
月岡 靖 海洋研究開発機構 経理部長
橋本 菊夫 海洋研究開発機構 海洋工学センター運航管理部長
矢野 健彦 海洋研究開発機構 地球深部探査センター企画調整室長

3. 議事内容

説明者より議事次第に沿って資料に基づき説明し、報告書（案）における調達改善の方向性について委員長及び委員より以下の指摘があった。

① 契約相手方の選定方法（両契約共通）について

- 総合評価については、他の機関でも課題として認識されているように、運用の際の「透明性の確保」及び「履行の確実性の担保」について明確に記載しておくこと。
- 「（新法人設立を前提とした）ジョイントベンチャー方式」という記載について、括弧書きの部分が選択的という意味ではないのであれば、記載を検討すること。

② 仕様の内容の妥当性について

- 「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」について、「船ごとに設けていた法定数を超える定員を撤廃」とあるが、「法定数の船員だけ準備すればよい」と誤解されないように、記載をあらためること。

③ ガバナンスの強化について

- 執行部局の体制の見直しについて、非常に重要なので、見直しの具体例を入れること。
- PDCA サイクルによる運航委託契約の運用について、①契約全体を通じて次々期契約のための PDCA と、②次期契約において、履行状況の確認を踏まえて毎年行われる PDCA の 2 種類があると考えられるが、考え方について整理すること。また、その際の契約監視委員会の役割についても整理すること。
- 長期契約の中で適宜契約内容の見直しを行っていくのであれば、ガバナンスの強化の項目に、「履行状況把握し、必要があれば契約内容を見直すこと」について記載すること。

④ 前回指摘事項への対応について（一部）

- 「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」について、海外事業者の参入可能性を考慮する調達手続を取入れるかを検討したが、研究船の運航実態を踏まえると、船員資格に日本の海技免状を有していることが条件となるため、あらたに参入可能性のある者は日本国内しか想定し得ないと考え、日本語による調達手続とすることにした。
- 海外における運航体制及び運航費の調査結果についての海外機関の情報については、NDA（秘密保持契約）に基づいて入手したのも含まれることを踏まえ、非公開扱いとした。

本委員会は、以上の指摘、これまでの議論を踏まえ、機構に対する提言の取りまとめを策定する。今後、委員長と事務局の間で報告書案を作成し、最終報告を 11 月中にとりまとめる予定とした。

以上